

六篠会の支部設置及び運営に関する規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会の支部の設置及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業活動)

第 2 条 六篠会の活動を広く会員に広げるため、同一又は同業種企業・団体に属する正会員による職域支部、同一地域に属する正会員による地域支部（以下「支部」という）の設立を推進し、六篠会（以下「本部」という）は、活動を支援するものとする。

(支部の基準)

第 3 条 支部とは、次の各号の基準により設置されたものをいう。

- (1) 同一又は同業種企業・団体（職域支部）または、同一地域（地域支部）の全ての正会員を対象にした組織であること。
- (2) 支部の正会員のうち六篠会の正会員が、30人以上であること。
- (3) 会則が定められていること。
- (4) 定期的に全会員が集まることができる会合を開催していること。（原則として年1回）

(支部の認定)

第 4 条 支部を設立する場合は、趣意書、代表者名、会則（案）・会員名簿（案）を添えて本部に申請しなければならない。

- 2 本部役員会は、前項の申請があったときは、本規定に基づき審査を行い、支部と認めるときは、支部として登録し、その旨支部に通知するものとする。

(支部の義務)

第 5 条 支部は次の事項について必ず本部に報告しなければならない。

- (1) 支部総会を開催した時の内容
- (2) 支部会則の改廃
- (3) 支部会員の名簿（更新の都度）
- (4) 支部役員名簿（更新の都度）

(本部の支援)

第 6 条 本部は支部に対して次の各号に定める支援を行う。

- (1) 本部は、支部の設立及び運営にあたって、必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 本部は、支部設立又は運営にあたって、総会開催費の一部を助成する。助成額は別に定める支部助成金交付基準によるものとする。

- (3) 支部の要請により、支部が行う行事に本部役員を参加させ、本会の活動、神戸大学農学部近況などを報告させることができるものとする。
- (4) 支部行事に出席する本部役員は、本部がこれを負担する。但し、旅費・宿泊費については、支部が負担するものとする。また、参加する役員又は六篠会長が指名する代理の者の手当については、近畿地方以遠の時は、日額 5,000 円を支給するものとする。

(代議員の選出)

第 7 条 支部は、六篠会代議員選出規定に基づき、支部代表として、代議員を選出することができる。

(委 任)

第 8 条 この規定の執行に必要な事項は、役員会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 9 年 4 月 1 日以前に設立された組織で、この規定に合致するものは、この規定により設置された支部とする。但し、第 6 条 2 項の規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。